

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年1月まで

私の母が私の国民年金の加入手続を行い、加入して以降、国民年金保険料を納付し続けていたのに、納付記録では申立期間の保険料が未納とされている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間以外に未納は無く、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母は、昭和53年8月から国民年金の第3号被保険者制度が発足する直前の61年3月まで、国民年金任意加入被保険者として保険料を納付しており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

さらに、住民票において、申立人は平成5年7月にA市からB市へ転出していることが確認できるところ、A市は年度分の国民年金保険料納付書を発行しているため、その年度内であれば、被保険者が転出後も当該納付書を使用し、A市の指定金融機関等で保険料の納付が可能であったと回答している。

加えて、申立人の母が、申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の弟の平成4年11月から8年3月までの保険料は納付済みである上、申立期間は6か月と短期間であることを踏まえると、申立人の申立期間に係る保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月13日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB金庫C支店の入出金明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、D市役所から提出された平成16年度所得・税額証明書における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記入出金明細書により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、平成15年6月13日は31万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していたE健康保険組合は、平成18年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年10月から9年5月までの標準報酬月額については、事業主が、社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を7年10月から8年9月までは24万円、同年10月は28万円、同年11月から9年5月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から9年6月30日まで
② 平成9年7月1日から10年1月31日まで

年金事務所から、私の勤務していたA社における標準報酬月額が、遡及訂正されている旨の連絡を受けた。同社での給与は、入社時22万円ぐらいで、その後、徐々に上がっていき、最大26万円ぐらい支給されていたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から8年9月までは24万円、同年10月は28万円、同年11月から9年5月までは24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（同年6月30日）より後の同年7月18日付けで、7年10月は20万円、同年11月から9年5月までは18万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、被保険者記録を有する29人全員の標準報酬月額が、申立人と同様に、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社のB（役職）ではなかったことが確認できる上、申立期間①及び②当時の元同僚は、「厚生年金保険関係の事務は代表取締役社長が行っており、申立人は、単に事務処理を担当していた。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年7月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所において上記標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人に係る申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、7年10月から8年9月までは24万円、同年10月は28万円、同年11月から9年5月までは24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、申立人のA社に係る雇用保険離職時賃金日額（1万43円）を基に試算した給与支給額は30万1,290円となり、当該額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であると推認される。

しかし、申立人は、給与明細書等を所持していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除について確認できない。

また、A社に係るオンライン記録において、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡はない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成15年9月9日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月31日から同年11月1日まで

私は、A社に平成14年7月16日から15年11月1日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、同年7月31日になっていることに納得できない。給与支給明細書を添付するので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の後の平成15年9月9日付けで同年7月31日に溯って厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、申立人の給与支給明細書によると、平成15年7月分及び同年8月分の給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる上、代表取締役を含む元同僚28人全員が、同年7月31日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の加入記録によると、申立人と同様、元同僚のうち10人について、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も雇用保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社の元事業主は、「資料が無く、当時の厚生年金保険料の控除及び納付について不明。」と回答しているが、総務及び経理の担当者であった元同僚は、「申立期間当時の会社の経営状況は悪く、

社会保険料の支払ができておらず、事業主から、社員全員、健康保険及び厚生年金保険から国民健康保険及び国民年金に切り替える旨の指示を口頭で受けたと記憶している。」と供述しており、この供述は、前述の申立人を含む元同僚の雇用保険の加入記録が継続していることと符合していることから、申立期間当時、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成15年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、社会保険事務所が当該喪失処理を行った同年9月9日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成15年6月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成15年9月9日から同年11月1日までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、昭和58年10月1日から現在まで被保険者期間とされ、当該期間のうち、平成元年7月31日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和58年10月1日にA社に入社し、現在も、継続して同社に勤務しているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和58年10月1日から現在まで被保険者期間とされ、当該期間のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されている。

しかし、B社から提出された理由書、申立の概要及び申立人に係る在籍証明書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年6月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け、申立期間に係る保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月30日から同年5月1日まで
私は、昭和57年4月1日付けでB社（現在は、C社）に入社し、62年7月1日付けで子会社のA社に出向したが、63年5月1日付けで別の子会社のD社（現在は、E社）に出向した際の厚生年金保険の手続誤りのため、申立期間の厚生年金保険被保険者期間に欠落が生じた。当時の給与明細書は残っていないが、申立期間の被保険者期間の欠落を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びF健康保険組合（現在は、G健康保険組合）の資格喪失届並びに事業主の回答及び事務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、出向先のA社に継続して勤務し（昭和63年5月1日にA社からD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年3月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け、申立期間に係る保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年4月2日、資格喪失日が平成3年3月31日とされ、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和59年4月2日付けでC社（現在は、D社）に入社し、同日付けで子会社のE社（名称変更後は、A社、現在は、B社）に出向したが、平成3年4月1日付けで別の子会社のF社（現在は、G社）に出向した際の厚生年金保険の手続誤りのため、申立期間の厚生年金保険被保険者期間に欠落が生じた。当時の給与明細は残っていないが、申立期間の被保険者期間の欠落を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和59年4月2日、資格喪失日が平成3年3月31日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人が所持する申立期間当時の辞令、雇用保険の加入記録及びH健康保険組合の資格喪失届並びに事業主の回答及び事務担当者の供述

から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成3年4月1日にA社からF社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年2月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け、申立期間に係る保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月28日は28万円、同年12月26日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日
② 平成18年12月26日

私は、A社B支店に勤務した期間のうち平成18年7月及び同年12月分の賞与の記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票及び平成19年度（18年分）市民税県民税申告書において推認される厚生年金保険料控除額から、18年7月28日は28万円、同年12月26日は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答を得ることができず、これを確認できる関連

資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事業所記号：B）（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年9月15日まで
私は、A社に1日の空白も無く継続して勤務していたので、欠落している厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（社会保険の適用上、昭和39年7月21日にA社（C）から同社（B）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社（B）において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、昭和39年7月及び同年8月のいずれか、又は両月の被保険者期間が欠落している者が申立人を含め92人確認できることから、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月及び58年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、55年5月から58年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月
② 昭和55年5月から58年6月まで
③ 昭和58年7月

私は、昭和55年頃、A市役所に行ったときに、職員から今後国民年金保険料を納付すれば将来年金が受け取れると国民年金の加入を勧められたので、その場で加入手続きを行い、銀行や信用金庫等で保険料を納付した。

納付開始後しばらくたってから、A市役所から訪れた二人の職員に「今まで保険料を滞納してきた期間があるので一括で払ってください。そうしなければ年金がもらえない。」と言われた。私は、「夫に相談する。」と答えたが、「今この場で払わなければならない。」と言われ、将来年金が受け取れるならと思いき、家を買うためにためていたお金の中から42万1,000円を支払った。いつからいつまでの保険料なのかは言われなかったので分からなかったが、「支払いはそれで終わりだ。」と言われ、以後は納付書も届いていない。

平成22年10月にB年金事務所へ年金記録の照会をしたところ、申立期間②の保険料が還付済みであるとの回答を受けたが、私は還付の請求を行った記憶も、還付金を受け取った記憶も無い。申立期間①、②及び③を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人には、昭和61年4月に第3号被保険者となった際に払い

出された国民年金手帳記号番号のほかに、55年5月26日に任意加入した際に別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認できる。

- 2 申立期間①については、申立人が昭和55年5月26日に任意加入する以前の期間であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①に係る国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②については、申立人は、年金事務所から申立期間②の保険料は還付済みであると聞いたが、還付請求したこと、及び還付金を受け取ったことの記憶は無いと主張しているところ、申立人から提出された昭和55年度から58年度までの国民年金保険料領収証書から、申立人は、任意加入時に払い出された手帳記号番号により申立期間②に係る保険料を納付していたことが確認できる。

しかし、申立人に係る還付整理簿には、昭和58年10月14日に申立期間②の保険料は資格取消により還付決定されたことが記録されている上、申立人の氏名、住所及び還付金額は上記領収証書の記載と一致しているなど、還付整理簿の記載内容に不自然な点は認められない。

また、生年月日が昭和4年4月2日から5年4月1日までの者が老齢年金の受給資格を得るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が24年必要となるところ、申立人の年齢は任意加入した昭和55年*月*日時点で*歳*か月であり、60歳到達まで保険料を納付し続けたと仮定した場合、自らの保険料納付済期間のほか、受給資格期間として算入できる通算対象期間を考慮したとしても老齢年金の受給資格を得ることはできないため、任意加入被保険者の資格が取り消され、既に納付済みであった申立期間②の保険料は還付されたものと考えられる。

さらに、申立人は、A市役所の職員の訪問を受け42万1,000円を一括納付したと申述しており、保険料をまとめて納付する方法としては、申立人が国民年金に加入した昭和55年5月において実施されていた第3回特例納付による保険料の納付が考えられるが、対象となる被保険者は強制加入被保険者であったことから、任意加入被保険者であった

申立人は特例納付の対象者とならない。

- 4 申立期間③については、申立人が任意加入した際に払い出された手帳記号番号の被保険者資格は取り消されていることから、申立期間③に保険料が納付されていた場合、被保険者資格が取り消された時点において、保険料は過誤納となり還付されることとなるが、オンライン記録に申立期間③の保険料が還付された形跡は見当たらず、上記還付整理簿に還付された記録は無いことから、申立期間③の保険料を納付していたと推認することはできない。

このほか、申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4937

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から14年1月1日まで
私は、A社にB（役職）として勤務していたが、申立期間の給与（標準報酬月額）が、実際の報酬月額と比較して著しく低くなっている。申立期間は、長野オリンピック景気で会社の経営は順調だったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成13年5月1日から14年1月1日までの期間について、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった15年5月1日より後の同年6月23日付けで、13年5月1日に遡って9万8,000円に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立書において、「平成14年1月から15年4月までの標準報酬月額は、A社の会社整理のため、給与（標準報酬月額）を下げた。」と減額訂正処理を認めている上、当該処理は、上記減額訂正処理日と同日で処理されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の社会保険料を滞納し、B（役職）として社会保険事務所（当時）と交渉を行っていたことを認めている。

このほか、申立人の口頭意見陳述においても、申立てに係る標準報酬月額の改定に関与していないとする新たな資料、周辺事情は示されず、B（役職）である申立人が、申立人に係る標準報酬月額の訂正処理に関与していないものと認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社のB（役職）として、自らの標準報酬月額に係る記録訂

正処理について、その処理に関与しながら、当該標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の平成13年5月から同年12月までの厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成9年7月1日から13年5月1日までの期間について、オンライン記録に遡及訂正の形跡は無く、社会保険事務所の記録管理に不自然さは認められない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B（役職）である申立人は、「当時の資料等は全て廃棄した。」と供述していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の口頭意見陳述においても、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情は見いだせなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、A社に勤務していたが、年金事務所から平成 15 年 4 月支払の標準賞与額の記録について確認してほしいとの連絡を受けた。同年 4 月の賞与は受けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた平成 15 年 4 月に賞与が支給されたので、標準賞与額の記録について調査してほしいと主張しているところ、A社は、「申立人は、平成 14 年 10 月 16 日入社であり、決算賞与の支給対象者ではないことから、15 年 4 月の賞与は支給していない。」と回答している。

また、A社が加入しているB健康保険組合は、「申立人の平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録は無い。」と回答している。

なお、申立人は、申立期間に係る賞与の給与明細書等、厚生年金保険料控除を確認できる資料及び預金通帳を保管していない上、給与振込みの銀行名は明らかでなく確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から4年3月31日まで
私は、平成2年4月1日から4年3月31日までA事業所に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所という事業所名称、所在地及び元事業主の氏名が、B法第23条の2の規定によるC（都道府県）知事へのD（業種）登録事項と一致することから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間において、C（都道府県）内に所在するA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、元事業主の連絡先は不明である上、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、当該事業所の厚生年金保険への加入状況及び当該事業所における申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 10 月まで
私は、昭和 47 年 10 月から 48 年 10 月まで A 事業所に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間において、B 県内に所在する A 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、元事業主は、既に死亡しているため、当該事業所の厚生年金保険への加入状況について確認できない上、申立人が氏名を挙げた元同僚二人についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人及び元同僚は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 21 日まで
② 平成 6 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与額より低い額になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 6 年 2 月 28 日の後の同年 5 月 31 日付けで、当初、2 年 10 月から 4 年 7 月まで 30 万円とされていた記録を 2 年 10 月 1 日に遡って 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 4 年 8 月 18 日付けで B（役職）及び C（役職）を辞任していることが確認でき、同日付けで申立人の元妻が C（役職）に就任し、申立人は、当該訂正処理日には同社の B（役職）及び C（役職）ではないことが確認できる。

しかし、平成 22 年 12 月に年金事務所から送付された照会文書に対して、申立人は、年金記録の確認期間において、「社会保険関係の手続を行っていた。」、「社会保険料の滞納があった。」及び「経営が思わしくなくなり、社会保険事務所（当時）の係員に相談したと思う。」と回答している。

また、申立人は「登記簿上は元妻が C（役職）であったが、実質の C（役職）は自分であった。」と供述していることから、申立人は無関係で、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考

え難く、申立人は標準報酬月額 of 訂正処理を認識していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の実質的なC（役職）として、自らの標準報酬月額の訂正処理を認識しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社において、申立期間②当時、厚生年金保険被保険者であった者は、申立人及び事業主である申立人の元妻並びに従業員1名の3名だけであり、申立人が社会保険関係の手続を行っていたと回答している上、実質のC（役職）であったと供述している。

また、オンライン記録において、申立人に係る申立期間②の標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められることから、申立期間②については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 48 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 12 月から 52 年 10 月 25 日までは A 社（現在は、B 社）で C（職種）、その後、D（職種）及び E（職種）として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことになっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 46 年 12 月 13 日から A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、B 社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については、当時の資料が無いため不明である旨回答している。

また、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証に記載された初めて資格を取得した年月日は、昭和 48 年 2 月 1 日であることが確認できる上、申立人は、当該事業所においてこれ以外の厚生年金保険被保険者証を受け取ったことは無いと供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日の昭和 48 年 2 月 1 日である元同僚の当該事業所における雇用保険被保険者の資格取得日を確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格を取得する以前の 47 年 5 月 1 日に雇用保険被保険者の資格を取得していることから、当該事業所では従業員を必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、F 市の国民年金被保険者名簿による

と、当該元同僚は、当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得する以前の同年4月から48年1月までの国民年金保険料については現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
私は、昭和 49 年 6 月 30 日付けでA社（現在は、B社）C支店を退社したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 6 月 30 日になっており、同年 6 月分が被保険者記録に反映されないのはおかしい。資格喪失日は同年 7 月 1 日となるべきなので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 6 月 30 日に退職するつもりであったが、同日が日曜日であったことから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 6 月 30 日とされており、同年 6 月の 1 か月が厚生年金保険の被保険者記録に反映されないのはおかしい。」と主張している。

しかし、B社の事務代行会社であるD社から提出された、A社における昭和 60 年 4 月 19 日付け「月末が休日の場合の社会保険関係の退職日の取扱いについて」の通達によると、当該通達前は、月末が休日の場合の退職日は前営業日と決めており、従来社会保険関係の届出も前営業日を以て退職日として取扱っていたと記載されている。

また、企業年金連合会から提出された申立人の厚生年金基金加入記録（中脱記録）とオンライン記録の厚生年金保険の被保険者記録は一致している。

さらに、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録及び健康保険組合の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月19日から41年6月26日まで
② 昭和42年5月25日から53年1月16日まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）に勤務し、20万円以上の給与を支給されていた。また、申立期間②はC社に勤務し、当初から20万円の給与を支給されていたので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録がいずれの申立期間とも低く記録されているのは納得できない。確認の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社における標準報酬月額は20万円以上であった。」と主張し、標準報酬月額の相違について申し立てているが、事業主は、「申立期間①当時の関係資料は保存しておらず不明。」と回答しており、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性の元同僚20人の標準報酬月額の記録を調査したところ、資格取得時において、申立人の標準報酬月額を上回る標準報酬月額が記録されている被保険者は存在せず、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間①において、標準報酬月額に係る遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

なお、厚生年金保険法では、第 20 条において等級区分によって標準報酬月額を定めており、申立期間①に係る標準報酬月額の最高額は、昭和 35 年 5 月から 40 年 4 月までが 3 万 6,000 円、同年 5 月から 44 年 10 月までが 6 万円であることから、標準報酬月額が当該最高額を超えることは無い。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C 社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該事業所は昭和 53 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主等の所在が不明であることから、申立人の主張する申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性の元同僚 13 人の標準報酬月額記録を調査したところ、資格取得時において、申立人の標準報酬月額を上回る標準報酬月額が記録されている被保険者は存在しない上、申立人と同年代の男性の元同僚 10 人を調査したところ、申立期間②においては、申立人の標準報酬月額と同程度の水準の標準報酬月額で推移していることから、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人の標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、昭和 47 年 8 月以降については、当該事業所が加入した厚生年金基金の記録とも一致している上、申立人の申立期間②において、標準報酬月額に係る遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。